

原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議

第6回議事録

# 原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議（第6回） 議事次第

日 時 平成25年10月10日（木）10:00～11:59

場 所 中央合同庁舎第4号館4階共用第4特別会議室

## 議 題

1. 原子力委員会の在り方の見直しについて

○森田座長 皆さん、おはようございます。おそろいになりましたので、ただいまより第6回「原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議」を開催いたします。

早速ですけれども、山本大臣、一言お願いできますでしょうか。

○山本大臣 本日もお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

前回と前々回で原子力委員会の所掌事務ごとに必要性を具体的に検討いただいたということで、前回出席できなかったのですが、議論の状況については細かく事務局から報告を受けております。

本日は、城山先生と増田先生に今後の方向性についてたたき台をまとめていただいたということで御議論いただくと伺っております。とにかく、抜本的な原子力委員会の見直しに向けて議論が進捗することを期待しておりますので、本日も闊達な御議論をお願いしたいと思います。

以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

続きまして、事務局から資料の確認をさせていただきます。

どうぞ。

○石井参事官 それでは、議事次第に沿って資料の確認をさせていただきます。

資料1、橘川委員の資料でございます。

資料2、原子力規制庁の資料でございますが、原子力の平和利用の確保に関する考え方についてという資料でございます。

委員会の所掌事務と業務における課題として、まず資料3-1が国際協力、各国との意見交換。

資料3-2が、福島第一原子力発電所対応について。

資料3-3が信頼醸成について。

資料3-4がその他の分野についてでございます。

資料4でございますが、城山委員の資料でございます。原子力委員会の今後の方向性についての論点整理における考え方。

資料5が原子力委員会の今後の方向性についての論点整理たたき台案でございます。

資料6でございますが、近藤委員長の資料でございますけれども、原子力委員会の今後の方向性についての論点整理たたき台に対する意見でございます。

そのほか参考資料1と2でございます。

参考資料1が寺島委員から提出された資料でございます。今回の会議、寺島委員は御欠席でございますけれども、第38回中東協力会議報告概要としてまとめられた資料でございます。今後の資料の参考にしてほしいということでお配りしておりますので御紹介させていただきます。

参考資料2でございますが、第2回の議事録でございます。委員の御確認をいただいたものでございます。

以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

本日は、小幡委員、橘川委員、城山委員、寺島委員が御欠席でございます。

また、本日の会議は公開で行います。

そして、本日も原子力委員会の近藤委員長、内閣府、外務省、文部科学省、経済産業省、原子力規制庁に御出席いただいております。関係府省は基本的には質問にお答えいただくための御出席ということになっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、初めに、橘川委員から資料を提出いただいておりますので、事務局から御紹介をお願いいたします。

○石井参事官 橘川委員御欠席でございますので、事務局より読み上げさせていただきます。資料1でございます。

○原子力に国として戦略的に取り組むため計画が必要との意見もあるが、そのような内容についてはエネルギー基本計画でやれば良い。原子力についての基本的な方策はエネルギー基本計画に従うので良いが、バックエンドや放射性廃棄物管理、廃炉管理など、原子力委員会又は後継組織としてやるべきことはある。

○今回もし平和利用のダブルチェックをやめるなら、そもそもダブルチェックがなぜ必要であったのか、やめて大丈夫かを議論すべき。また、原子力規制委員会を設立するときに、なぜ安全規制のダブルチェック体制をやめて一元化したのか、経緯を確認すべき。平和利用のダブルチェックの一元化を同じようにしても良いのか議論すべき。

○原子力委員会又は後継組織は、平和利用の担保に加え、放射性廃棄物などの管理・運営に徹して取り組むべきであり、推進の面については取り扱うべきでない整理すべき。

(再稼働問題への取り組みについては、取り扱うべきでない整理すべき。)

以上

でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

続いて、原子力規制庁からも資料が提出されておりますので、これについて説明をお願いいたします。

○細川企画調査官 ありがとうございます。お時間をいただきましたので、これまでの議論の中で原子力規制委員会にかかわるものの中で特に平和的利用の確保という部分で御議論があったと思いますので、この点について、今の段階で原子力規制委員会、規制庁としての意見を申し上げておきたいと思います。

まず、「I. 基本的な考え方」というところになるのですが、これは若干私どもの所掌を超えた部分のお話になるかもしれませんが、私どものほうで所掌している平和利用に関する規制の部分も含めて、我が国の原子力の平和的利用に関する基本的な政策を立案して、その取り組みの実施状況、平和的利用にとどまっているかどうかとか、そういっ

たことを監視する役割を持つ組織は政府の中に必要だと考えております。

そのために、平和的利用というのはどういうメカニズムとか制度によって確保していくかということについて、総合的な検討を行いまして、その全体像を明らかにするということがまず必要ではないかと考えております。ここは蛇足かもしれませんが、原子力に関する個々の研究活動が平和目的にとどまっているかとか、デュアルユース問題というものについて、必ずしも今チェックする仕組みはないのではないかと考えております。

現在、原子力規制委員会が所掌している事務について、これまで御議論をいただきましたけれども、それについてもこういった全体像を明らかにした上で在り方を考えていく必要があるのではないかと考えております。

その上で、これまで御議論いただいた中で大きく2つほど御議論の中心になった部分があると思います。

1つが、平和的利用に関する原子力委員会の意見聴取規程でございます。これは原子炉等規制法の中で、許可等を行う際に原子力委員会の意見を聞くということになっておるわけですが、今の規制庁の考え方といたしましては、平和的利用の確保については科学的見地から知見を行う機関である原子力委員会のみで担い切れるものではないと考えております。

例えば許可の申請があった段階で、反社会的な者が許可の申請を出してきたような場合に、それを果たして規制のサイドから、科学的見地から規制を行う機関が許可を出さないというようなことが果たしてできるのかどうかということが一つ議論になろうかと思えます。ですので、現行の原子炉等規制法では、平和的利用の基本的な政策を担う組織である原子力委員会からの立場からの確認を行うための手続として意見聴取を行っていると考えておまして、今後の活動の在り方というものについては、こういった点を踏まえて御議論いただく必要があるのかなと考えております。

もう一つ、議論になっておりましたのが、海外のプルトニウム等の把握、確認ということだったと思います。

「①制度の現状」については、これまでも御説明させていただいたところですので割愛させていただきます。

「②原子力規制庁の考え方」といたしまして、海外に保管されている我が国のプルトニウム等に関する平和的利用の確保というのは、二国間の原子力協力協定において担保されていると考えております。また、例えば我が国から海外に輸送する前段階においても、これは原子炉の例ですけれども、海外処理事業者へ使用済燃料の再処理を委託する場合には、規制委員会で例えばここに掲げたような以下の点を委託契約書ですとか、当該国との協定書の中で確認するというようにしております。

例えば再処理事業者が、我が国が協定を締結する国の事業者であることとすとか、契約再処理事業者以外の事業者に再委託をされるおそれがないこと。

ここは誤解を招く表現ですが、再委託先ではなくて再処理委託先です。再処理を委託す

る先に輸送する際に保障措置をとることが不可能なものを経由しないことですか、こういったことを確認させていただいているところでございます。

したがって、規制当局の立場からといたしましては、こういった取り組みで必要な規制措置がとられていると考えております。ですので、例えば海外に保管されている我が国のプルトニウムの量について、プルトニウム利用全体のバランスとか平和的利用のルールについて検討、策定を行う組織が把握すべきではないかと考えているところでございます。

なお、少し御意見も出ておりました原子炉等規制法の報告徴収の規定との関係ですけれども、規制法では、保障措置は日本国内の事業所等において保有されている核物質が対象となっていること。報告徴収というのは、同法の施行に必要な限度において行うことができるとされておりますので、保障措置の観点から、この条文を根拠して原子力委員会が事業者等に報告させるということは困難ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から、今、報告がありました件、橘川先生の意見も含めまして御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員 ありがとうございます。それとおはようございます。

私は余りこの辺は詳しくないのですが、原子力規制委員会設置法において、例えば安全の確保というのがありますけれども、これは別に条文を読む限り、科学的見地から規制ということに限られるものではなくて、より広く適切なメカニズムや制度を提案するという機能も含まれるものだと解しているのです。同じようなことは原子力の平和的利用の確保ということにも言えるような気がいたしまして、これもまた科学的見地からの規制のみに限らず、より広いアプローチで平和的利用をいかに担保する制度設計とか、そういうことについても提案をして、内閣や国会で認めてもらうという機能を担っていると思うのですが、そうであるとすれば、規制委員会の任務というのはここに書いてあるよりももう少し包括的なものになるかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○森田座長 一問一答でもいいのですが、関連して御発言があれば伺ってあわせてお答えいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。特にございませんか。

では、規制庁のほうでお答えいただきたいと思っております。

○細川企画調査官 ありがとうございます。御指摘の点については、科学的見地以外の部分もあるのではないかとというようなお話であったかと思っております。原子力規制委員会を設置する際の議論として、これまで規制と推進の側が一緒になっていたのではないかとということで、それを切り離すことが必要であるというのが国会事故調の御指摘でもございました。それを踏まえて、原子力規制委員会を設置するときに、規制という部分を一元化することによって規制と推進をしっかりと分離して、規制のとりこにならないようにということは

大目的としてあったわけでございます。

そこで、科学的見地からということになるのですけれども、専門性、独立性を持った形でこれまでの規制と推進が一体となってしまった部分についてしっかりと見極めていくということで、そこを分離するということでもございましたので、その科学的、専門的見地からしっかりとチェックをしていくということが規制委員会の任務であると考えてございます。ですので、そこら辺の経緯も踏まえて御議論いただく必要があるのかなと考えております。

○森田座長 事務局、どうぞ。

○石井参事官 吉岡先生が御指摘になっているのは、推進、規制の議論ではなくて、平和利用を担保するために何をするかという中で、科学的見地以外の部分があるのではないかと。具体的に私の知っている限りで申しますと、原子炉等規制法にはたしか欠格事項というのがあって、過去、原子炉等規制法で違反があった者について許可しないであるとか、そういった中に反社会的と先ほど言われたようなものが入るのではないかとか、そういった点が多分吉岡委員は規制委員会の活動の中にも含まれていることを御指摘になられただけで、推進を見ろということと言われたのではないのではないかと思います、いかがでしょうか。

○森田座長 吉岡委員の御趣旨はそうでしょうか。

○吉岡委員 基本的におっしゃるとおりであって、ただ、推進と規制の分離という点についても私は若干引かかる点は持っておりまして、例えば福島第一原発で放射能汚染水が漏れているというような、あれをとめられないというような事態になっているわけですが、これはまさに安全確保に関する一大事であって、エネ庁ではなくて規制委員会の本来任務ではないかというように思っていて、その場合に、エネ庁は推進組織であるということで推進とのバッティングというようなことでいろいろ考えて、東電を延命させるとかそういう配慮もするというようなことで、その点では推進と規制の分離というのは、ここでの論点とはやや別ですけれども、厳格に行う必要がある。平和的利用に関しても同じようなことが恐らく言えるのではないだろうかという気持ちで申した次第です。

○森田座長 この点について、規制庁のほう、もう一度お答えいただけますか。

○細川企画調査官 まず、科学的見地の部分についてですけれども、確かにおっしゃるとおり、原子炉等規制法の中で、必ずしも科学的と言えない部分もあるのではないかとすることはおっしゃるとおりだと思います。ですが、今、原子力規制委員会のほうでさまざまな規制あるいは炉の設置とかするとき審査という部分について見れば、そこは大宗を占めていることは確かでございます、実際に作用法の中でこういった部分を規制委員会の任務として担っていかせるのかということがその中で形づくられていく部分になるのかなと思います。それは必ずしも設置法だけではなくて、実際の原子炉等規制法の中でどういう任務あるいは権限を規制委員会の中に与えていくかということの議論になっていくかと思っております。ですので、直接のお答えになっていないかもしれませんが、少なくとも現時点

では、科学的、専門的な見地から規制を行っているのが規制委員会の立場であると認識しております。

福島第一原子力発電所の事故の問題についても御意見がありましたので補足させていただきますと、現在、政府が全面に立って対策をとっていくということが政府全体の方針でございまして、廃炉対策推進会議のもとに汚染水のための会議を設けて、これは経産省さん中心にやっただいているのですけれども、そこに規制当局の立場からも原子力規制委員会のほうが参画をして必要な技術的助言を行っていくということでかかわらせていただいているところでございます。

以上でございます。

○森田座長 ほかにこれに関連して、山地委員、どうぞ。

○山地委員 原子力規制庁の資料の裏面のほうの下から2番目のポツ「したがって」から始まるところの後半に、「海外に保管されている我が国のプルトニウムの量については、プルトニウム利用全体のバランスや平和的利用のルールについて検討・策定する事務を担う組織が把握すべき」という書き方ですが、平和的利用のルールについて検討・策定する事務を担う組織というのは、現状では原子力委員会とお考えなのですねということの確認と、こういう書き方をすると、現状の法制度のもとでは規制庁ではないのだけれども、ざっくりばらんに言うと、法制度が変わればやるつもりはあるという理解をしてよろしいものでしょうか。

○森田座長 どうぞ。

○細川企画調査官 ありがとうございます。御指摘の点については、まず1点目は、プルトニウム利用全体のバランスや平和的利用のルールについて検討・策定する事務を担う組織として、現状でいえば原子力委員会でございますし、ないしはその後継組織と想定しているところでございます。法制度が変わればということになるのですが、私どもとしては、おっしゃるとおり、現状の法制度のもとではなかなか難しいとは考えてございます。それをどうするかということになるのですけれども、例えば原子力規制委員会にそれを担わせようとなった場合に、少なくとも、なぜ規制のサイドからこの点を把握する必要があるのかということは整理した上で考えていく必要があるのだろうと思っております。

○森田座長 参事官、どうぞ。

○石井参事官 城山委員が御欠席なので、城山委員との議論の状況を踏まえて確認させていただきたいのですが、前回の議論で、海外の再処理、原子炉の設置許可で使用済燃料から回収したプルトニウムの平和利用の議論の中で出てきた議論と記憶していますが、その平和利用がなされていることの確認をきちっとすべきではないかという議論であって、国内での保障措置の議論から出てきた話ではないと記憶しています。

したがって、ここの文章も若干議論がすりかわっているところがあるのですが、保障措置という目的でそれを把握すべきということを行っているわけではなくて、国内の原子炉の平和利用の担保として、そこで出てきたプルトニウムが平和利用されているかどうかを

確認するために、海外での再処理の状況としてプルトニウムの量がどれだけあって平和利用がなされていることが保たれているかどうかを確認すべきではないかということから報告の徴収が出てきたものと記憶しておりますが、そこは保障措置という限定をかけて困難という議論とちょっと違うのではないかと思います、その点、いかがなのでしょう。

○森田座長 どうぞ。

○細川企画調査官 済みません、先に、今後議論されるたたき台というほうを実は事前に内閣官房のほうからいただいております、それを前提にした議論に寄せて書かせていただいている部分も多少ございます。ですが、やはり私どもとしては、海外において保有されている我が国のプルトニウムの量について、国内で今規制をかけている原子力規制委員会のほうで、なぜ把握する必要があるのかというところをもう少し議論を深めないと、この部分については直ちに規制委員会でやるべしという部分について、なかなかそのままそれで妥当かどうかということの判断はしかねるという部分でございます。

ですので、書き方としては確かに保障措置に寄せたような形になっておりますけれども、そもそも海外の部分をなぜ把握する必要があるのか。そういったところの視点から御議論をいただければと思います。

○森田座長 まだたくさん議題がございますので、さらに御質問があれば簡潔にお願いしたいと思っておりますけれども、そうでなければ次の議題に移りたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

この件に関しましては、国全体としてなすべき機能をどこが担うかという問題でして、規制委員会は我が方の事務ではないとおっしゃっても、そうしたら、どこがどう担うかということで、それは原子力委員会あるいは後継組織との調整の問題になってくると思っております、原子力委員会だけでこちらもやらないということになりますと担い手がなくなってしまうということになりますので、それはもう少し大きな枠組みでさらに検討すべきことではないかと思っております、それはこの会議のミッションを超えることになるかもしれませんが、全体としての原子力政策を考えるときには、きちっとこの委員会で議論して、それなりの発言をする必要があるのかもしれないかもしれません。ありがとうございました。

それでは、次に入りますが、前回積み残しとなっております所掌事務関係の議論に入ります。まず、原子力利用に関する政策に関するこのうち、国際協力、国際関係につきまして、内閣府のほうから御説明をお願いいたします。

どうぞ。

○板倉参事官 お手元資料3-1に基づきまして御説明申し上げます。

原子力委員会は、IAEA総会やアジア原子力協力フォーラム（FNCA）や国際原子力エネルギー協力フレームワーク（IFNEC）などの閣僚級会合への大臣参加をサポートするとともに、こうした会議における二国間対話への参加などを通じて、我が国の原子力政策の全体像の説明、意見交換等を行っているということでございます。

こうした活動を通じまして、専門的、技術的立場から我が国の包括的な原子力政策を継

続的かつ定期的に発信し、諸外国と政策対話を行うことによりまして、諸外国との間の信頼関係構築に大きく寄与していると考えてございます。

具体的には、IAEA総会でございますけれども、これは第2回の会議で説明したとおりでございますが、総会に当たりましては、例年、科学技術担当の大臣、原子力政策の担当をされているということで、国務大臣が政府代表として出席しております。今回も山本大臣が御出席になられました。原子力委員会はこれをサポートするとともに、二国間対話等を通じまして我が国の原子力政策の全体像などの説明・意見交換を行っております。

また、FNCA (Forum For Nuclear Cooperation in Asia) では、アジア地域での放射線利用や研究炉での利用の推進に貢献するため、日本主導で2000年に発足した枠組みであります。この内容につきましては、7ページにポンチ絵を掲載してございます。絵の右側にFNCAの全体の構成図を掲載しております。こちらに示しておりますように、一番上が大臣級の政策対話を行う枠組みでございますが、このもとに具体的な協力プロジェクトが進められているということでございます。

個々のプロジェクトの内容でございますが、アジア地域のニーズに即しまして、発足当初から現在に至るまで、主として放射線利用関係のものが多くということでございます。近年は、アジア地域において原子力発電導入のニーズも高まってまいりまして、これを受けまして、原子力発電導入に関する協力についても検討を行っているところでありますが、具体的なプロジェクトが生まれるまでには至っていないという状況になります。

原子力委員会は、大臣級会合、コーディネーター会合、さらにはパネル会合といったマルチラテラルの会合を毎年主催するというを行っております。我が国の原子力政策の全体像の説明やさらには意見交換を行う。全体会合の決定に基づきまして、個別具体的なプロジェクトが進んでいるわけですが、これにつきましては文部科学省が実施を担当しているという構造になっております。

3番目、IFNEC (International Framework for Nuclear Energy Cooperation) です。核燃料サイクルによる原子力エネルギーの供給を図りつつ、エネルギー需要、さらには環境開発、不拡散上の諸問題への対応を図ることを目的としまして、米国の呼びかけで2007年にGNEP (Global Nuclear Energy Partnership) という枠組みができました。このGNEPが発足してその後、時間を経ましてIFNECに名称を変更して現在に続いているわけでございます。

9ページに概要を示した図を載せてございます。

参加国のリストは11ページに記載しております。全部で32カ国に上ります。そのほか、オブザーバー機関もございます。

原子力委員会は、それぞれ年に1回開催される閣僚級の執行委員会並びに運営グループ会合を担当しております。我が国の原子力政策の全体像などの説明・意見交換を行っております。

このIFNECの主な活動でございますが、包括的燃料サービスが中心となる活動内容でございます。包括的燃料サービスというのは、燃料供給から使用済燃料の引き取りまで、一連

のサービスを商業ベースで行うという構想でございまして、CFSを検討する、これが代表的な活動でございます。そのほかさまざまな意見交換を行っております。

こうした3つの国際的枠組みへの参加のほか、国際関係政策に関する活動としましては2ページに記載してございます。2009年に原子力委員会が設置した国際専門部会における検討が挙げられます。

当時は地球温暖化対策やエネルギー安定供給といった課題を背景にしまして原子力利用を行っている国々では、その大幅な拡大が計画されました。また、多くの国々で原子力利用の新規導入も検討されているということで、こうした状況を踏まえまして、今後の我が国原子力に係る国際対応の在り方について検討を行いまして、中間取りまとめを行いました。

設置の趣旨やメンバーなどにつきましては、13ページ以降に掲載されております。本会議の古城先生、寺島先生もメンバーでいらっしゃいます。

国際協力全般に関する課題としましては、2ページに記載してございますけれども、国際社会をリードする提案をなすためにはそれを案出し、その有用性や必要性を評価して外務省の担当者にいわば弾込めをする役目を担う機能が必要になるというのが近藤委員長の御見解です。

国際会議等の場において、諸外国の政策担当者との信頼関係を築く観点から、長期的に継続して我が国の原子力政策の全体像などの説明・意見交換等ができる者がいることが望ましい。

現在、日本が主催している国際会議につきましては、原子力委員会もしくは後継組織が主催する必要性についてのさらなる検討が必要と考えております。例えば文科省、経産省などの実務官庁が共同してそれを担うということもあり得ますし、また国際機関そのもの、例えばIAEAの枠組みなどを活用してそちらで実施するということも検討俎上に上り得るかと考えております。

説明は以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、この業務、国際協力、国際関係につきましての必要性についてはいかがでしょうか。御質問、御意見ございましたら、御発言をお願いいたします。

吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員 どうもありがとうございます。こういう国際協力関係ということについては、このほかにもいろいろあると思うのですが、ここに挙げられていたのは、政府間の協定によるものなのか、それ以外は政府間の協定とまでは言わず、機関間の協定とかそういうものだから重要な政府が直接責任を負うものとしてこういうのがリストアップされているのかどうかということについて、とりあえず確認をしたいというのが1点です。

あと、私は素人で知らないのですが、アジア原子力協力フォーラムというのは、アジアにプレゼンスを持つ幾つかの国が入っていないで、アメリカとロシアとインドと北

朝鮮などが目につくわけですが、こういう組み合わせになぜなっているのかということについても知っている範囲で構いませんので、よろしくお願いします。

○森田座長 では、お願いします。

○板倉参事官 この3つの枠組みでございますが、例えばFNCAもIFNECも政府レベルの協定に基づくものではございませんが、マルチラテラルの枠組みとして、特に原子力委員会がこれまで参加の実績を積んできたというものでございます。そのほかに二国間の様々個別の協力などは多々ございまして、そういったものは個別省庁が担当する、もしくは外務省が全体を取りまとめて二国間の原子力協力のフレームワークを実施しているものもございます。あくまでも原子力委員会はこれまで省庁横断的に実施する問題、特に実務を伴う調整が必要であるという観点から担当してきたものでございます。

さらには、FNCAの枠組み、アジアの12カ国が参加しております。これはアメリカ、ロシアが入っていないというお話でございますが、特に日本主導でつくったということもありまして、アジアの12カ国が現在参加しているところでございます。徐々に範囲を広げてまいりましてここまで広がってきたということでございます。

他方、北朝鮮、インドは入っていないということでございます。特にインドなどは核兵器を持っているということもございまして、これらが枠組みの中に入るかどうかにつきましては慎重な検討が必要ということで、現在もまだ俎上に上っていないところでございます。

○森田座長 よろしいでしょうか。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 外に対する説明について原子力委員会がいろいろなさっておられたということは、それはそれで大事なことだと思うのですが、後ほどもう少し詳しくお話ししたいのですけれども、不拡散の見地から日本が外からどう見られているか、それに対してどう説明しているかということが非常に大事だと思うのです。

今月か先月かにアメリカから出たドキュメントがあるのですけれども、これは後でお話ししますが、そこで書かれていることは、日本の核兵器開発に利用できる原子力関係の潜在能力がどこまで来ているかということについての調査なのです。そこで言われていることは、この能力を管理するのは経産省と文科省に分かれている。それぞれの省庁が独自の選択思考を持っているということだけ書かれていて、これには原子力委員会という話が出てこない。

私はこのあたりのことが一番問題で、これからの原子力委員会の在り方についての議論のときに、不拡散の見地から、私はこの会議の冒頭で、日本が核武装するのではないかと懸念は国内で思われているより世界でのほうがはるかに強いということは申し上げましたけれども、今度出てきたのは、アジアが第2の核開発の時代に入ったという中でジャパンというのがあるのです。それで書かれているのは、日本はどうなるということではなくて、日本はどのような能力を持っているか、これは後でお話しします。そういう意味で、

原子力委員会は一生懸命なさっているということで、日本がやっていることを外へ説明するというのも大事ですけれども、持っている能力について外がどう見ているかということについて、もう少し不拡散の先駆者としての日本の立場の見地から説明していくことが必要ではないかと私は思っています。これが原子力委員会の仕事かどうかということは別問題なので、単なる意見としてだけ申し上げておきます。

○森田座長 ありがとうございます。

ここで、この有識者会議でやっておりますのは、原子力委員会が何をやる必要があるのか、そして、それにどういう組織形態がふさわしいかということでございまして、国全体としてそうした役割、業務が必要であるということは間違いないということかもしれませんけれども、これまで原子力委員会がそれをうまく担ってきたのかどうか。これからもそれを担うべきなのかどうか。そのためにはどういう組織があるのか。そうした観点から御検討いただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。お名前が出ましたけれども、古城先生、お願いします。

○古城委員 この原子力委員会の対外的な活動ということで今御説明があったと思うのですけれども、まず確認しておきたいのは、対外説明する場というのは非常にたくさんのところでもあると思うのです。最初のIAEA総会のところにも、ここに書かれている以外のことも多分IAEAでもやっていると思うのですけれども、要するに対外説明するいろいろなことがある中の典型的な3つ挙げられているのが、原子力委員会が担っていたということですが、何となくそこがどうしてこういう3つになっているのかなというのも1つ説明していただいて、つまり、ほかの省庁はこういうことができないので原子力委員会が説明するために出たのか、それとも原子力委員会というのはこういう場では説明するのにふさわしいところだということで、そういうようになったのかということをお伺いしたいというのが1点です。

もう一つ、対外的に説明する場合に、要するに説明機関としての役割と、もう既に国内でいろんなことが合意されているというのが、多分それは2つ分けなければいけないと思うのです。合意のところにも原子力委員会はかかわっているところも例えば核の不拡散の問題とか、そういうことについては原子力委員会がある程度のことをいわゆる外務省の担当者に知識を与えるという役目を持っていたという場合も想定されていると思うのです。ただ、そのときに、これは国内のいろんなプルトニウムの再処理のことも対外的に説明しなければいけないとか、いろんな説明するところがあると思うのですが、国内での合意にどこまで原子力委員会は対外的な場にかかわるべきなのか。それともそういうようなことを決める場が国内では省庁間でなかったのか。

もう少し簡単に言うと、要するに決めている各省庁がやれば別にいい場合もあるわけですね。なのに、わざわざ原子力委員会が説明をしなければいけないというような点というのは特にどういうところなのかをお伺いしたいということです。

まどろっこしくて済みません。

○森田座長 これは内閣府、お願いします。

○板倉参事官 例に取り上げました3つでございますが、基本的には原子力を幅広く扱うという、しかもマルチラテラルな枠組みであるということございまして、個別分野であればほかにもあるのかもしれませんが、原子力全般を広く扱うということで行われている枠組みとしては3つが代表的であるということでございます。

そこに対して日本政府を代表して、ワンボイスで日本の原子力政策を表明していくという意味では、原子力委員会が最も適当であるということから今までわかるようになってきたと考えております。原子力委員会は原子力の政策決定を行います、その過程で各省庁の調整を行うことも法律にも掲げられた業務でございますし、もちろん政策決定の際には実務的にも調整を行っているということから、ワンボイスとして日本のスタンスをしっかりと説明するのにふさわしいと考えているところでございます。

加えてIFNECにつきましては、もともと核不拡散という視点も大きな枠組みの主眼になっておりますので、そういう意味では平和利用の担保を実施するという原子力委員会がそこでメインプレイヤーであるということはふさわしいということで今まで来ているのだと理化しております。

○森田座長 よろしいですか。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 先ほど委員長が言われたことで確認したいのですが、今、日本では、規制委員会と原子力委員会と2つしかないわけですね。先ほど私が申し上げたような、日本が疑われているということに対しては、結局何を説明するよりも、日本の中できちっと不拡散の見地にも応えられるような核の管理が行われているということ、実態がすなわち説明だと思ふのです。その実態を確保するのは、規制委員会であるか、原子力委員会であるか。もし、原子力委員会の議論で入らないのであれば第3機関をもう一つつくるか。何となくそういう気がするのですが、私はこの2つでおさめる中で、規制委員会で作るものは規制委員会があったらやったらよろしいし、原子力委員会を膨らませるのならば膨らませたらよろしいのではないかと。その2つの枠の中で考えているのですけれども、それでよろしいでしょうか。

○森田座長 私の理解で言いますと、2つ以外にもまだかかわっているところが存在しているような気がして、この議論は簡単には整理できないのかもしれませんが、基本的に国としての実質的な管理をやっているところと、それに関して国としての先ほどどなたかおっしゃった言葉で合意を形成して責任を持って調整して決定するところと、そして、それが海外に対して代表するところと、それぞれが今までのお話を聞いていると必ずしもきちっと連携をとれていなくて1枚岩になっていないような気がいたしまして、これは原子力委員会がそれを担うということになると、調整機能も含めて大きな機能をきちっと果たすだけの体制と権限がなければうまくいかないだろうということになると思いますが、そうでないとするならば、どこかでそれがきちっと行われて、そのいわば国際

的な窓口として原子力委員会もあり得るのかもしれませんが、その辺につきまして、もう少し整理した形で議論を進めていかないと、どこが肝心なことを担っているのか、それぞれどうやっているのかというのは少し見えにくいような気がしております、私自身、原子力は必ずしも専門ではないのですけれども、組織決定の論理として、そのあたりをもう少しきちっとすべきかと感じているところでございます。

○佐藤委員 もう一点、もう短くしますが、その点はおっしゃるとおり、次の原子力委員会がかわるもの、あるいは今後の在り方が例えば私は3条委員会みたいなものをつくったほうがいいと個人的には思っているのですが、その場で議論するとして、対外説明のための機関を考えるよりも、日本の実態がどうなっているか、日本の自己責任でどれだけ管理をしているか。規制庁の最初の1ポツの2番目に書かれている、ここが抜けているというところをどうやって埋めていくかという議論との関係で大事だと思っているので、これからは少しそういう議論をさせていただきたいと思います。

○森田座長 ありがとうございます。

少し時間が押していますけれども、ほかにいかがでしょうか。もしなかなかこの場でこういうように整理をしたらという御提案が出にくいようでしたら、今後のほかのファンクションについての議論も踏まえて、増田先生、城山先生と相談して少し御構成を示させていただければと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次に、原子力利用に関する政策に関することという業務のうちの福島第一原子力発電所対応について、これについても内閣府に御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○板倉参事官 お手元の資料3-2に基づきまして御説明申し上げます。

原子力委員会は2011年3月11日の東日本大震災発生以降、まず4月5日には東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一、第二原子力発電所の事故と当面の対応について題する見解を発出しております。これにつきましては別添6-1で3ページに添付してございます。この見解におきましては、政策大綱策定に向けた検討作業を中断することを述べるとともに、事故に関する国民への迅速かつ正確な情報提供と国外に対する情報発信が重要であることなどを述べております。

5月10日には、東京電力福島第一発電所事故に関する当面の対応についてという見解を発してございまして、これも別添6-2として5ページに添付しております。こちらでは、政府が東電に対して、短中期の課題ごとのロードマップ提出を求めるべきであるということ、事故調査委員会を設置するとともに、事故から得られた教訓をできるだけ早期にまとめ、国際社会に報告すべきこと、諸外国におけるストレステストなどを参考にすることといったことが述べられております。

また、これら見解を発出する傍ら、定例会の場におきましては、原子力損害賠償法に基づく対応の状況とか、あとは線量測定マップの作製など、関係省庁・機関の対応状況などについて聴取しております。

こうした当面の対応を行うほか、2011年の7月には、東京電力福島第一原子力発電所における中長期措置検討専門部会を原子力委員会のもとに設置しまして、2011年12月には、第一発電所事故における中長期措置に関する検討結果と題する報告書を専門部会で取りまとめております。これにつきましては、別添6-3に表紙とメンバーリスト等を添付しております、11ページでございます。この報告書では、福島第一発電所の正常化のために行われるべき作業を整理しまして、各作業を実施するために必要な研究課題を抽出し、それらの研究開発に関する技術ロードマップを提示しております。

この技術ロードマップにつきましては、資料の13ページと14ページに抜粋を添付しておりますが、左側に時期の目標、右側にそのロードマップが書かれております。こういったロードマップのほか、報告書におきましては、こうした取り組みを進める際の基本姿勢や研究開発の推進体制、並びに国際協力の在り方についても提言しています。この専門部会からの報告を受けまして、原子力委員会は、政府と東京電力に対しまして、体制の整備、さらには中長期ロードマップの着実な達成を要望するなど、中長期的措置全体の取り組みの進め方について決定しております。決定文は9ページに添付しているので御参照いただければと思います。

その後、政府、東電、さらにはメーカーなどから構成されます東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議は、この原子力委員会の専門部会が提示したロードマップなどを踏まえまして最終的には1～4号機の廃止措置に向けた中長期ロードマップを策定しまして、このロードマップに基づきまして、現在、事故現場を正常化するためのさまざまな取り組みが進められているという流れになっております。

また、事故から1年半経過しました2012年末には、福島第一発電所の廃止措置等に向けた中長期にわたる取り組みの推進についてと題する見解文を原子力委員会として取りまとめております。この見解文そのものは17ページ以降に添付してございまして、ここでは、現地における取り組みとしまして、新たな異常の発生を防止するための取り組み、さらには防災のための取り組み、作業者の安全確保、処遇等に関する取り組み、汚染水の処理に係る取り組み、使用済燃料の取り出し、廃棄物処分に向けた取り組みなどについての考え方が述べられております。

同じ見解の中では、地域住民などとのコミュニケーション活動や人材確保育成に向けた取り組み、研究開発推進体制の整備、世界中の知見の活用、産業育成、雇用創出に向けた取り組みなどについても提言がされております。

こうした見解を昨年末述べた後も、汚染水対策、さらには廃炉対策の進捗状況につきまして、原子力委員会の定例会で関係省庁などから聴取してフォローアップを行っているということでございます。

課題等でございますけれども、福島第一発電所の廃炉に向けた取り組み自体は中長期にわたって行わなければならないものでありまして、長期にわたり継続し、確認・提言を行う機能をどういった機関が担当するべきかについて検討が必要であると考えております。

説明は以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、何か御意見、御質問。特に原子力委員会として業務の必要性について御発言がございましたらお願いいたします。

吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員 ありがとうございます。この原子力委員会がいろいろな専門部会を設置して結論を出して取りまとめを行ったこの時期、私、政府の事故調で全力投球していたので、余りこちらのほうに目がいっていなかったのですけれども、13ページに中長期措置技術ロードマップがありますけれども、これをもとに政府と東電がロードマップを作成したということですが、あのロードマップは非常に中長期というよりも、処理すべき時間が例えば100年だとすると10年以内を目標とかそういうようなことが書かれているわけです。当時から一桁違うのではないのかと私も思っておりましたし、その辺がどういう目標というの単なる目標なのか、それとも何らかの現実的な根拠があつてのことなのかということがどうも腑に落ちないところがあつて、それをもとに東電と政府の対策会議が決めたというのは、最初的前提が違っているものをもとに決めたということになるのではないか。だから、どのような技術的根拠があつたのかということについて、なかなか私は疑問に思っています。

○森田座長 これについて、内閣府、何かありますか。

○板倉参事官 原子力委員会専門部会が取りまとめたロードマップ、確かに10年以内目標というのが一番右の欄にございます。技術的な話につきまして、必要があれば近藤委員長から補足いただければと思いますが、政府、東電の対策本部は、このロードマップのみを根拠にしてロードマップをつくったわけではございませんで、そのほかさまざまな検討を加えて最終的にはロードマップをつくったということでございます。そういうことでこれがそのまま今のロードマップになっているだけではないということでございますが、一応これがかなり参考になっている、下敷きになっているということも事実でございます。

○森田座長 では、近藤委員長、どうぞ。

○近藤委員長 技術論をするつもりもないのですけれども、一応当該分野の専門家の方にお集まりいただいて議論して、そしてその結果について私はパブコメしたと思いますけれども、広く意見を聞いてまとめたものですので、それについて早い、遅いという議論は当然ありましようけれども、10年というタームはたしかつまみ上げを開始する時間ということで10年という言葉が使われていると思います。それが早すぎるとか遅すぎるとかというのは、まさにそれを目標に現在、遠隔操作技術の開発等を進めているところで、これは当然のことながら、御理解いただきますようにTMIよりは時間がかかる。随分とTMIの情報をもとにしながら議論したわけですが、参加した連中がいますからしたわけですが、しかし、そういうものを参考にしつつ、そこにターゲットを置いて技術開発をしましようという。

この仕事で一番大事なことは、こうしたことはどう考えても一民間企業たる東京電力に

お任せしておく仕事ではないなということで、政府としてこれについて取り組むべしということを言うことが最大の仕事であった。したがって、中長期という言葉を使ったのは、中長期を見据えて国が研究開発をするべきではないかという提言をしたところがエッセンスであります。

○森田座長 つくられたロードマップの時期の時間の問題もあるのですけれども、ここで議論すべきというのは、こうしたファンクションというのは、これからも原子力委員会できちっとやっていくべきかどうかということかなと思います。その辺につきまわしていかげでしょうか。

○近藤委員長 私の個人的な考え方としては、スケルトンについては提示したわけですから、これのフォローアップについてどなたかがやる必要がありますけれども、当然のことながら、当事者がみずから外部評価をタイムリーにやって計画を適宜見直していただきたいということを申し上げていますので、私どもして責任を果たしたという理解をしております。

○森田座長 ということは、原子力委員会として、これからみずからフォローアップを必ずしもする必要はないと理解してよろしいでしょうか。

○近藤委員長 原子力委員会が存在していれば、当然のことながら目がついて耳がついていきますので、問題とあれば一言申し上げるといことは当然やると思いますけれども、マストは、そのシステムとして自己完結的にするように設計していただくということを要請したというポジションでございます。

○森田座長 どうぞ。

○佐藤委員 この間から近藤委員長の御発言を伺っていますと、現在の原子力委員会の体制とか権限の範囲内ではここまでできるということにとどまっているような気がするのです。せつかくロードマップをおつくりになったら、今後の実行振りを見ていて、必要ならまた言うというのは、今の状況の中でも原子力委員会として引き続き取り組んでいくべきことではないかと外から思うのです。何となくそうでないと、言葉は悪いのですけれども、生み落しただけみたいな感じがする。やはりつくられたところが責任を持って、その後の実行振りも見えていって、必要であれば調整を加えていくとかということは大変なのではないでしょうか。

○近藤委員長 要するに原子力委員会の将来について、特定のジャッジメント、私はここで委員ではありませんので、そういう印象を与えるのは極力避けるという意味で申し上げてきているわけです。しかも原子力委員会は審議会と理解しますと、そういうミッションは当然にみずから提起してやるということは、存在すれば当然やると思います。それをマストにして国内のさまざまな例えば経産省なり東電の政府の取り組みを絶えず原子力委員会がモニター、ウォッチしていなければならないような仕組みを設計して提示するというのもあるかもしれませんが、私どもとしては、それはセルフスタンディングでやっていけるように外部評価委員を入れるなどして、あるいは地元の皆さんの声を聞きながらやるようにということでもって、1つの閉じたシステムとして提言したつもりだということ

とを申し上げているわけです。

○佐藤委員 過去のなされたことについての御説明ですね。だから、今後の在り方は、原子力委員会の在り方次第に関わっている。わかりました。

○近藤委員長 そのような役割が、そうは言いながら、そういうものがあつたほうがいいよなというのを決めるのは皆さんで、私どもとしては十分な責任を果たしたつもりであるということをあえていえば申し上げたつもりです。

○森田座長 ありがとうございます。

ここではそれが必要かどうかというのは、多分ほかの業務であるとか、次の機関の全体としての能力その他のことを考えながら検討していくことだと思っておりますので、これもまた整理のほうでお話しさせていただきたいと思っております。マストではないというこれまでの経緯で近藤委員長の御発言があつたということでございます。

時間が押しておりますので次にいきたいと思っております。

原子力利用に関する政策のうちのその他でございますので、内閣府から簡潔にお願いいたします。

○板倉参事官 資料3-3と3-4に基づきまして御説明いたします。

資料3-3は信頼醸成についてでございますが、95年のもんじゅナトリウム漏えい事故を受けまして、国民の間に原子力に対する不安や不信が高まったという中で、3県知事の提言が内閣総理大臣、さらには科技庁長官、通産大臣に提出された。こういったことを踏まえまして、原子力委員会は国民各層から幅広い参加を求め、多様な意見を今後の原子力政策に反映させることを目指しまして、原子力政策円卓会議を設置しております。

設置決定文につきましては3ページに添付してございますが、3ポツに運営方法が示されております。ここに示されておりますように、国民各界、各層の出席者による対話形式で、有識者によるモデレーターを置く。さらには、議事、議事録を公開するといった当時では画期的な運営方法であつたと考えてございます。この円卓会議は3年にわたり23回開催されておまして、原子力政策に関する数々の提言を行っております。

さらには、原子力政策の策定プロセスにおける市民参加の拡大を図る。市民との信頼関係を確立するための方策を検討するために、市民参画懇談会を設置いたしまして、2001年から2009年にかけて、全国各地で18回にわたって開催しております。具体的な開催実績、運営方法は7ページに記載しているとおりでございます。

2005年の原子力政策大綱の策定に当たりましては、5回にわたって政策大綱案に対する御意見を聞く会を全国各地で開催しまして、策定中の大綱案について、原子力委員が国民から直接意見を聞くなどの取り組みを行っております。

福島発電所における中長期措置に関しましても、2012年3月と7月に中長期ロードマップに基づく取り組みの進捗状況につきまして福島の皆様へ御説明し、さらに御意見を伺うという会を開催しております。

昨年、2012年末には、国民の信頼醸成に向けた取り組みについてと題する見解をまとめ

ておりますし、最近では、福島県におけるリスクコミュニケーションの課題について、福島県の方々から御意見を伺ってその結果をまとめ、復興庁を初めとします政府関係機関で共有を図るといった取り組みを行っております。

原子力委員会では、一般に開かれた形で定期的に委員会を開催することをずっと続けておりまして、原子力政策の透明性確保に資するとともに、ホームページにおける御意見、御質問の募集なども実施しているということでもあります。

課題でございますが、原子力委員長の見解としましては、みずからも会議を公開し、主要な決定に際しては意見公募を行う。その一環として国民の御意見を聴く会を開催。利害関係者に対して意見交換をを求めることを国民と共有するために、こうした取り組みは重要であると考えている。

また、原子力委員会もしくは後継組織の事務局の中立性の確保が必要であるということでございます。これは勉強会問題に対する反省から、電力会社から事務局への出向者を全員を帰任させたということも行っておりますが、信頼醸成の観点からは、事務局は事業者と一定の距離を保つべきとの考え方に基づくものでありまして、その一方で、事務局員の専門的知識をどのように確保するかという問題があるということにも留意が必要であると考えております。

資料3-4は、さらにその他の分野ということでもございまして、人材育成政策の在り方や、さらには福島発電所以外の事故、例えばもんじゅナトリウム漏えい事故、同年、アスファルト固化施設の火災爆発事故、JCO事故、東電の自主点検作業記録の虚偽報告などについても、事故発生後、速やかに関係省庁から定例会などで報告を聴取し、原子力委員が意見を述べるという活動を行っているというところでございます。

説明は以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

これについてはいかがでしょうか。こうした事務につきまして。

吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員 ありがとうございます。実はここに書いてある円卓会議は6回ぐらい出ていまして、その後、市民参加懇談会も10回以上出ていますし、この分野では十分貢献してきたつもりです。市民参加懇談会は国民の意見を取り入れるというよりも、むしろ近藤委員長が昔言っていましたけれども、原子力委員会のアンテナショップであるというような、まさにそういう機能を果たしたので、別に国民各界各層の意見を政策に反映させるという趣旨ではなかったように思います。

若干気になるのは、こういう会あるいはここには書いていないけれども、パブコメも1997年からやるようになったと理解しています。最初の高速増殖炉懇談会でも、私もパブコメに30通ぐらいドラフトを書いた記憶もありますし、そういうパブコメがいかにかに活かされていたのか。あるいはパブコメを一般にただらとやる不特定多数にということだけではなくて、もう少し異なる意見を持つ専門家とか、そういう人との公開の場でいいのですが、

集中的なディスカッションとか、公聴会みたいな形のもが余りできなかったように思うのです。そういう点の課題及び、それらの課題の抽出と今後改めていくべき点についてお考えをお聞かせしたいというのが質問の趣旨です。

○森田座長 それが何らかの機能として必要かどうかということもございますし、それを原子力委員会が実施して、きちっとした形で対応できるのかどうかという点が論点になるかと思えます。そういう観点からも含めてお答えいただけますか。

近藤委員長、何かございますか。

○近藤委員長 パブコメにつきましては、吉岡委員御指摘のように、私もそのときは同じ立場で委員として参加した専門部会で、もんじゅでしたら大変な数の、中にははがきのコピーが何十枚もあるとかという中で、短時間にそれを読んで決定に反映する作業をしたことがございます。それ以来、さまざまな機会に私どもも委員会を主催してそういうことをやってきたわけですが、これは原子力委員会の問題というよりは、日本国があたの当時、こういうシステムでもって政策決定プロセスにおける国民参加という観点から、それを法定化したわけです。ですから、それがあたの当時は任意だったわけですがけれども、その後は行政手続法の中で法定化されてしまっていたわけで、それなりに各省庁が工夫してやっているという整理かなと思えます。

ただ、日本の場合になかなかアメリカのパブコメの結果として、もちろん、あたの国は請願という制度がある国でもあるわけですがけれども、パブコメの中には、いわゆる非常に重要なコメントがあたて、それがそのまま採用されるというケースもあるので、なかなか日本の場合にはそういうところに至っていないというのは一般的印象です。しかし、誠心誠意、投稿されたものについては読んで、それが適切な意見とあたらば反映させるようには努力してきたつもりです。

○森田座長 ありがとうございます。

もう大分時間が押しておりますので、特に御発言がなければ、それぞれ機能についての議論はもちろんまだまだ御意見があるかと思えますけれども、全部あわせてまた整理をするということにさせていただきまして、きょう、2番目の論点になりますけれども、今後の方向性についてどう考えるか、そちらのほうに議論を移していきたいと思えます。よろしいでしょうか。

前々回、前回の議論の結果につきましては、座長代理の城山先生と増田先生に方向性についてのたたき台をまとめていただくことをお願いしたわけがございまして、それについて御了承はいただいているところでございます。

資料につきましては、事前に委員にお送りさせていただきましたので、既にごらんいただいたかと思えます。要点については、後ほど事務局から紹介いたしますけれども、まずは取りまとめをお願いいたしました増田委員から御説明を簡単をお願いいたします。

○増田委員 城山先生と議論をいたしまして、その方針に基づいて事務局に資料5、たたき台という形で取りまとめをいたしております。きょう、城山先生は大学の業務で残念な

がら欠席でありますので、その前に資料4、私がまず簡単に城山先生とお話ししたことを申し上げます。

原子力委員会の事務、メリハリをつけて、形骸化していると思われる事務については思い切って廃止、縮小する。今後、重要性が高まる事務についての取り扱いをきちんと行えるようにするということでもあります。政府内できちんと実行される体制づくりが極めて重要でありまして、そのためには、事務局体制をどうするかということと、原子力委員会の委員長と担当大臣が原子力委員会の見解を閣内調整を行って実効あらしめる重要な役割がございますので、この担当大臣を置いて、その大臣のミッションを明確化するような仕掛けが重要ではないかと思っております。

関係組織が非常に多くございますが、特にきょうも前半で少し議論がありましたが、原子力規制委員会との役割分担の整理ですとか、例えば核燃料サイクル初めバックエンド関係についての経産省との役割の整理といったことを明確に行う。そして、それに基づいてつかさつかさできちんと実効あらしめるようにしていくということも大事だと思います。

原子力委員会の勧告権というものがございまして、これがこれまで発動されておられませんけれども、情報等が十分でなくてできなかったのか、あるいはやろうと思えばできたのですが、諸般の状況でしなかったのか、このあたりはもう少し深めないで判然としないところもあります。いずれにしても、勧告権を有効に使うということが大事だと思います。それを有効に使うためにはそれなりの環境整備が必要になってまいりますので、こうした点についてもさらに検討を深める必要があるのではないかと。

城山先生と、今、申し上げましたようなことについて議論したり、十分細部まで全部すり合わせしたものでございませぬが、そのすり合わせをして、資料4で城山先生のペーパーが出ておりますので、これも事務局から紹介してもらいますが、その上で、これまでに所掌業務の1～8号までについて、この場で委員の皆さん方から出た御意見等を踏まえてたたき台を事務局で整理してもらいました。そこで、論点という形で書いているところが一応これから議論をより深めていくべき点ではないかと思っております。

以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

続いて、城山委員はきょう御欠席ですけれども、資料が提出されておりますので、これについて事務局から御説明をお願いいたします。

○石井参事官 それでは、資料4について紹介させていただきます。

「原子力委員会の今後の方向性についての論点整理における考え方」でございます。

これまでの議論においては、原子力委員会設置法第2条に規定されている原子力委員会の所掌事務について、個別にその運用の実態を踏まえて、問題点や必要性について検討してきた。その中では、一方では、形骸化している事務について問題点が指摘されるとともに、他方、福島原発事故後の対応、バックエンドの課題、国際的対応等については重要性が高まっているという指摘が行われてきた。

以上のような議論を踏まえ、論点整理においては、メリハリをつけて、形骸化している事務については廃止・縮小するとともに、今後重要性が高まる事務については実効的に対応できる体制をつくるという方向性を基本として、パッケージとして議論を行うための素材を提供することを目的として、これまでの議論をまとめている。

なお、個別的には、以下のような点がポイントなのではないかと考えて整理している。

- ・原子力利用に関する政策に関すること（第1号業務）については、非常に多岐にわたる業務が対象となっているが、福島原発事故を踏まえ原子力利用に関する重要事項として担うべき業務が増してくることも考えられることから、第8号業務とあわせて整理すべきではないか。

- ・メリハリをつけて実効的に対応できる体制を構築するという観点からは、関係組織の役割分担を明らかにすることが重要ではないか。具体的には、バックエンド政策における経済産業省との役割分担、平和利用政策における原子力規制委員会との役割分担等が課題となる。

- ・形骸化している事務、あるいは、他組織が既に役割を担っている事務については、廃止・縮小していいのではないか。網羅的な原子力政策大綱の策定、核融合研究開発等に関する調査審議、関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積り及び配分計画、平和目的に関する個別的なダブルチェック、試験及び研究の助成、研究者及び技術者の具体的な養成及び訓練（人材養成政策については、重要事項に関する政策として別途取り扱う）がその例にあたる。

- ・他方、重要性を増す事務に関して、実効的な役割を果たすことのできるための体制整備も重要ではないか。例えば、原子力委員会がその専門性等を生かし、必要な勧告（原子力委員会設置法第24条）を迅速に行うことのできるような工夫、原子力委員会の視点を閣内調整において媒介することのできる担当大臣の設置、事務局における人材育成等が重要である。また、原子力白書の作成は形骸化している面もあるが、原子力委員会が定期的に原子力政策を実行的に検証するための情報ツールとして活用する方策もありうるのではないか。

以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

続いて、その論点整理の要点の御紹介もお願いいたします。

○石井参事官 続きまして、資料5でございます。今、増田先生からも御紹介がありましたように、既にお送りしている資料でございます。かつ時間的にも制約がございますので、主に論点と書かれているところを中心に御紹介させていただきます。

「1. 今後の方向性についての論点整理」でございます。

原子力委員会設置法第2条に規定されている原子力委員会の所掌事務について、これまでの関係府省からの説明と関係委員の意見をもとに、原子力委員会の在り方の見直しに向けて、今後の方向性についてのたたき台をまとめたということです。

1つ目、原子力利用に関する政策に関すること、設置法の所掌事務の第1号の業務でございます。

原子力利用に関する政策として行われている業務は、非常に多岐にわたっていることから、大きく分類した上で、原子力委員会または後継組織が、今後とも担うべきもの、廃止すべきもの、各省に委ねるべきものとして整理している。また、(8)に示すとおり、福島原発の事故を踏まえると、原子力利用に関する重要事項として担うべき業務がさらに増してくると考えられることから、第8号業務とあわせて整理すべきであるということです。

「①基本政策（原子力長期計画、政策大綱等）関連」でございます。

2ページ目の冒頭のところに【論点】として書いてございます。

エネルギー基本計画や科学技術基本計画がある中で、これまでのような原子力政策全体を見通した網羅的な「原子力政策大綱」を今後とも策定する必要性は乏しいということを挙げております。

「②バックエンドを中心とした核燃料サイクル政策関連」でございます。

2ページ目の下のところの【論点】のところでございます。

省庁横断的課題や長期的な取り組みとなるバックエンドを含めた核燃料サイクル政策は重要。原子力委員会と各省との役割分担として、実施に責任を持つ省庁とは違う立場で、技術オプションの評価等を行う意義はある。放射性廃棄物は、発生者責任の原則、合理的な処理・処分の原則等のもとで安全に処理・処分することが重要であり、省庁横断的な調整等を行う役割を担う意義はある。

「③平和利用」でございます。

3ページ目の中ほどで【論点】として挙げてございますが、我が国が原子力利用を平和目的に限り行うにあたり、プルトニウム利用の透明性向上の取り組みは今後とも重要な業務の一つであり、原子力委員会または後継組織が担う意義がある。

なお、この場合、海外プルトニウムの保管量の確認は、原子炉の平和目的利用の審査を行っている原子力規制委員会が、保障措置とも一貫させ、原子炉等規制法第67条第1項に基づく報告徴収により確認するなどにより、法的根拠を有したものとすることが望ましい。

また、現在、原子力委員会が行っているプルトニウムの利用目的の妥当性の確認（将来のプルトニウム利用計画の確認）は、電気事業者等の公表資料をもとに行うのではなく、設置法第25条に基づき、経済産業省、文部科学省を通じて電気事業者、日本原燃、（独）日本原子力研究開発機構から必要な資料の提出を求めるなど、根拠を明らかにした形での確認とすることが望ましい。

「④主に科学技術に関わるもの（放射線利用、核融合関連等）」でございます。

4ページ目の冒頭のところに【論点】として挙げてございますが、主に科学技術に関わるものについては、文部科学省、総合科学技術会議で担うようにすべきであるということでございます。

「⑤国際協力、国際関連」「⑥福島事故関連」については、本日の議論を受けて取りま

とめるということにしております。

「(2) 関係行政機関の原子力利用に関する事務の調整に関すること(第2号)」については、(1)の政策に関連して各省との調整を実施しており、(1)の整理と同様ということにしております。

「(3) 関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積り及び配分計画に関すること(第3号)」でございます。

これについては4ページ目の一番下のところに【論点】として掲げてございます。

見積りは、予算の優先順位づけ等の役割を果たしておらず、近年は原子力予算全体に対して一部事業しか対象としていないことから、(実質的にも形式的にも)機能しておらず、廃止するとしてございます。

5ページ目、配分計画は、原子力委員会がかかわるものは終了しており、廃止するとしてございます。

なお、原子力利用の重要事項について、実施に責任を持つ各省に予算上の措置を求める必要がある場合には、例えば設置法第24条に基づく関係行政機関の長への勧告を有効に機能させる必要がある。

「(4) 核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること(第4号)」でございます。これについては【論点】としてページの中ほどにございます。

保障措置、核物質防護が原子力規制委員会に一元化された現状では、原子力委員会が平和目的をダブルチェックする必要は乏しくなっている。

上記の(1)③平和利用に関する業務に関連し、原子力委員会または後継組織が平和利用の全体像を把握するため、保障措置、核物質防護について、設置法第25条に基づき、原子力規制委員会から必要な報告を受けるようにすべきであるとしてございます。

「(5) 原子力利用に関する試験及び研究の助成に関すること(第5号)」でございます。これについては、【論点】として挙げてございますが、試験研究の助成は、原子力委員会がかかわるものは終了しており、廃止するというところでございます。

「(6) 原子力利用に関する研究者及び技術者の養成及び訓練(第6号)」でございます。

6ページの2つ目のところにございます【論点】ですが、原子力委員会が養成訓練の実施にかかわるものは終了しており、廃止する。

ただし、福島事故を受け、原子力人材の養成にかかわる政策の調整機能は引き続き重要であることから、実施を担う省庁の調整機能として、原子力委員会または後継組織がその役割を果たすべきとしてございます。

「(7) 原子力利用に関する資料収集、統計の作成及び調査に関すること(第7号)」でございます。

【論点】として、原子力委員会またはその後継組織が、原子力利用の重要事項の企画、審議を行うためには、原子力利用全体を俯瞰し、みずから課題を見つけるためのツールが

必要である。そのためには、定例会等での日常的な情報収集活動のみならず、定期的に資料を収集、整理することが重要であり、原子力白書がその役割を果たせる可能性がある。また、我が国の原子力政策の検証等のために、原子力白書を継続的に作成する意義はある。統計の作成は、原子力委員会では行っておらず廃止するとしてございます。

「（８）前各号に掲げるもののほか、原子力利用に関する重要事項に関すること（第８号）」でございます。

これについては７ページ目の真ん中ほどで【論点】として挙げてございます。

法律に基づき原子力委員会に属せられた事務については、上述の（１）原子力利用に関する政策の事務の整理を踏まえ、原子力委員会または後継組織が行う意義があるものについては継続する。

原子力施設での事故対応等の際に、原子力委員会がその専門性等を生かし、必要な勧告（原子力委員会設置法第24条）等を迅速に行うことが期待されており、第１号の原子力利用の政策に係る業務とあわせて、第８号の原子力利用に関する重要事項に係る業務を適時的確に機能させる仕組みが必要であるとしてございます。

「２．今後の議論に向けて」でございます。

今回議論を行っている原子力委員会の今後の方向性（所掌事務）をもとに、今後の原子力委員会の組織の在り方を議論していく。

また、今後の原子力委員会が十分に機能するためには、その支援を行う事務局と原子力政策を担当する大臣の役割が重要と考えられ、これらについても今後議論を行っていく。

以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

これは大変重要な論点でございますので、それでは、論点整理についての意見交換に入っていきたいと思っております。

まず、委員の皆様からたたき台につきまして、それぞれの事務について廃止すべきというものが幾つかございましたけれども、そうした形で考えてはどうかというのがこれまでの御議論の結果からの整理でございますので、それについての御意見を伺いまして、これはほかの省庁との事務との関連もございまして、各省庁からは、ここでは御意見を述べていただきたいと思っております。そして、その後で個別の論点の方向性について議論を進めていくということにしたいと思っております。よろしゅうございませうか。

ただ、その場合に、冒頭に増田委員から御発言がございましたけれども、組織の観点から、実行できる体制等を念頭に置かなければいけないということで、全てのファンクションを担うべく、巨大な組織をつくるというようなことは現実的ではないと思っておりますので、その点も御配慮いただいた上で御発言いただければと思っております。どなたからでもいいですが、どうぞ。

○佐藤委員 項目別になさるのですか。それとも全部ですか。

○森田座長 今は簡潔に、お一人大体３分ぐらいを想定しております。全体について御議

論いただければと思います。その中で、各項目について、もちろん御指摘いただいても構いません。

吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員 3分ということでしたので、とりあえず今回は頭出しということで若干気がついたことをコメントしたいと思います。

基本方針として形骸化している事務を廃止縮小ということは賛成であります。しかし、ほかの行政組織では抜けている部分があるので、それについてはしっかり補って役割分担を定めつつ、しっかり補うという提案も賛成で、そういう意味で言うと、論点整理、たたき台については総論賛成というのが私の基本的な姿勢であります。

その上で、若干気づいたことを言いますと、例えば2ページでバックエンド中心とした核燃料サイクル関連政策ということで、私としては前も言ったと思いますけれども、核燃料サイクルよりも核廃棄物処理・処分にサイクルというのは一括しておさめてもいいのではないかと。それはほんじゅとかそういうものも含めてですけれども、その場合に、後で山地先生にもコメントいただきたいのですけれども、経産省ならできないというわけではないのですが、ここでの議論では、イギリスのNDAとかそういう話が随分出たように思います。それが抜けているような気がしたので、そういうようなあり方について、またNDA的な組織あるいはもっと別のさらに包括的に廃止、デコミを扱う組織とか、そういう形で戦略的にデコミを進める組織です。例えば私などはそういうようにも思っておりますので、②については実質的にそれが新組織の中心的な仕事になると思いますので、これについてはぜひ次回以降、集中的な議論をしていただきたいと思います。

それともう一点だけ言いますと、3分が限度なので、一体政府機関としてどういう役割を果たしていくかということに関してさまざまな省庁の調整ということも必要だとは思いますが、より広い形で国民的な合意形成をとるといような、その窓口機関になるということではできないであろうかという、高レベル放射性廃棄物処分などというのは非常に例えば一例として重要な問題で、てこでも動かない状況になっていて、学術会議は白紙に戻せと言っているわけです。そういう国民の合意が特に必要なものについては、原子力委員会がその第三者性ということを生かして、例えば自治体も巻き込むとか、そういうような形で積極的な活動ができないものであろうかと思えます。

とりあえず時間なので以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、山地委員、どうぞ。

○山地委員 気がついた点を簡単に述べたいと思います。

まず、吉岡先生が言われた2ページ目の下の論点のところ、バックエンドを中心とした核燃料サイクル政策。前段のところ、実施に責任を持つ省庁とは違う立場で技術オプションの評価等を行う意義はあるわけですが、そのために常設の機関をつくる必要があるかどうかというのは別の問題で、要するに高レベル廃棄物処分にしても、政策が決ま

って業務を実施する段階になれば、やはりそれは担当する経済産業省だと思いますが、それでいけると思います。

廃棄物処分の問題の後段は、省庁横断的な調整というのはあらゆることにあるのです。だから、これも特定の問題を特定化してやらなければいけなくて、私はここでむしろ後で出てくる福島事故の対応、特にサイトでは廃炉で、サイト外のところは除染ということになろうかと思っています。特にサイト内の廃炉の部分とその他の廃炉もあり、その他の原子炉の廃炉もこれから出てくるわけで、それと高レベル廃棄物処分というのは非常に絡みがあるので、その関係でNDAになった組織を考えたらどうかと申し上げたわけです。

この動きは、NDAという名前ではないですけれども、現在、並行して進行しているわけです。だから、ここはよくそちらのほうの動きを見極めた上で対応していく必要があるかと考えております。

あとは3ページ目の真ん中の平和利用のところ、プルトニウムの量の把握に関しては、海外も含めて、私は先ほど少し申し上げたけれども、ここにはよりはっきり書いていますけれども、規制委員会のほうで一元的にやるのがいいと思うのです。ただ、それだけで安全性の原子力の平和利用が担保されるとか、平和利用の保障ができるというわけではないと考えていまして、そこにはある意味、対外的な面も込めてシンボリックな意味もあるので、その組織が要るのではないかと考えております。

そういう意味では、これでいいのかもしれませんが、その保障措置関連のところはプルトニウム存在も含めて規制委員会が一元的にやって、それを報告を受ける形の組織が一元的な意味でダブルチェックというのとは違う意味で一元的な我が国の原子力の平和利用の確保を行うという意味です。

4ページの上の「⑥福島事故関連」のところは、今、申し上げたところです。廃棄物処分、その他の原子炉の廃炉も含めた新たな組織という動きもあるので、それを見ながらやっていくべきではないかと思っております。

そのほか、5ページの上にも原子力利用の重要事項ですね。これはいわゆる8号業務のところの中に関係するので、ここは残すべきかと思っております。

人材の話も似たようなことをございます。

あとはほぼ同意です。特に事務局と機能の充実と大臣の役割は、私もそのとおりだと思っております。

以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 私はこの間から、原子力の平和利用の担保という見地で、あと詳しくは1回紙を書かせていただきたいと思いますと思っているのですが、日本は原子力基本法があるからきちっと法律を守っているから大丈夫だと我々は思っていますけれども、世界はそう思っていない。一番最近の典型が、非常にタイムリーに出てきたのですけれども、リチャーズ・サミ

ユエルズというMITの教授が書いた中で、アジアが第二の原子力開発の時代に入ったという中で、日本はこれだけの能力を持っているということが書かれています。これは今度詳しく申し上げますが、そのときに平和利用の担保はこれまでの議論で、あるいは政策でもプルトニウムだけに焦点が当たっていますけれども、核燃料サイクル全部、今度の原子力規制庁にあるようにデュアルユース、汎用技術、そういうことについても日本が自分できちっと管理しているという姿勢を示すことが大事だと思っています。

例えばこの紙の中で1つの例を言いますと、某大学がやっていたレーザー方式によるウラン濃縮については、もうやっていないけれども、ノウハウと機材は残っている。近藤委員長は御存じだと思いますが、2000年に韓国がレーザー分離法で高濃度の濃縮ウランをつくって、それがIAEAに見つからなかった。2004年に認めたというケースがあって、核不拡散から見ると、レーザー方式のものも大変心配。

これにも書いてありますけれども、六ヶ所にある濃縮技術は非常に高度なのです。そこからの延長で、私は個人的にそういう技術を持った人の管理、その技術の管理ということも日本が責任を持ってやらないと、簡単に言えば、六ヶ所の技術者が北朝鮮に拉致されたら技術が移ってしまうという可能性だってあるわけなので、もう少し自分の日本の持っている、核開発に転用可能な技術についての管理をきちっとするという体制をつくるのが大事だと思っている。

私は実はそれを担うのは原子力委員会ではないかと。なぜかといいますと、規制委員会のほうは原子力利用における安全の確保に関する専門的知見、経験を持った人を選ぶということが書いてあって、核不拡散の見地からの専門家の知見が必要だとは書かれていないのです。ですから、私はその点についての知識、日本は核開発の知識はないわけですが、理論的には別として、核不拡散の知識、あるいはそれについての国際政治の議論についての見識を持った人も入れて原子力の平和利用の担保をみずからするということが一番大事ではないかと思っています。私はそれを今後の原子力委員会なり原子力委員会にかわる組織に期待したいと思っています。この点、詳しくなりますので紙を出させていただきます。

もう一つは、この問題で1つ引っかかったのが、書かれています中で規制委員会との役割分担というのはよくわかるのですが、経産省との役割分担というのが私には引っかかるのです。私は原子力委員会あるいはかわるものがどういようにできるにせよ、省庁よりちょっと上の、できれば私は3条委員会で規模の大きさは別として、権限において原子力規制委員会と同格で、大臣もいるという形のものでやっていくことが大事ではないか。これは何も対外説明ということではなくて、日本はこれだけ技術を持っているので自己管理を強化すべき時代になったと思っていますので、そういう意味で、経産省と同格というのは、業務が経産省に依存するという部分は別として、委託するとか、そのところは引っかかります。

以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、古城委員、どうぞ。

○古城委員 このたたき台の方向性については、私もこれでいいのではないかと考えております。

いわゆる形骸化している事務については廃止して、どこに重点があるのかというところに絞って考えていくという考え方。しかもそれがどこにあるのかということについては、これでよいのではないかと思います。論点の中で何カ所か出てきているのですけれども、やはり省庁横断的な調整機能を原子力委員会が果たさなければいけない。これまでのお話を伺ってくると、省庁間の調整がどの程度うまくいっていたのかが問題だったのではないかと思います。ですので、ここの部分は、言うは易くといっは何ですけれども、非常に難しいところなのではないかという気がしています。

例えば論点の中で幾つかあったように、法的な根拠に基づいて原子力委員会が各省庁に対してできることが書いてあるものについてはできそうなのですが、ほかのところではなかなかそういう根拠とかそういうものがない場合は、省庁の横断的な調整というのはどのあたりまでできるのかというところが問題になるのではないかと考えています。

ですので、ここが余りうまくいかないと、恐らくここで決めてもまた今度組織ができてもなかなかうまく機能できない可能性がありますので、この横断的な調整をどのようにするのかというのももう少し考えたほうがいいのかと考えております。

以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、続いて近藤委員長のほうからの論点整理で、資料の提出もございましたので、御説明は簡単にお願ひできますでしょうか。

○近藤委員長 資料6に議論を書きました。お話ししたかったことは、2000年の行政改革で原子力委員会が内閣府の審議会になったという経緯を踏まえて、委員会設置法はほとんど変わっていないわけですが、内閣府設置法の第37条にいう審議会に位置づけられたということ踏まえて私どもは行動してきたつもりだということを御参考までに申し上げます。

ポイントは何かといいますと、3ページに設置法を書いていますけれども、要するに内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とすると書きつつ、極めて多岐にわたる仕事アサインされているわけですが、そこで原子力の研究開発利用に関する事務の調整というのも内閣府の仕事、事務にアサインされているのですが、同時に、それに関して適切な事務の処理を行うのに学識経験者を有する者の合議により処理することが適切と思うときには審議会をつくりなさいというのが37条1項で、既にある審議会をはめ込んだというのが37の2項なのです。原子力委員会はそういう機能を持つ審議会としてそこにはめ込まれたというのが私の解釈ですが、言論はあるかもしれませんが、私は一応そういうように理解して、したがって、そういうことでもって原子力委員会は仕事を

すると考えるということにしたわけです。

そうすると、1ページの3パラにありますように、原子力委員会というのは「原子力研究、開発及び利用に関する事務」に係る重要事項に関する調査審議を行う合議制の機関で、施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図るための事務の調整を行うことに係る重要事項を調査審議するということだと思ってやってきたつもりです。

それを具体的に何かという、原子力基本法との整合性で考えると、調整事務は2つ。

1つは、2ページの頭にありますように、原子力基本法の基本方針、平和目的、自主・民主運営、公開、国際協力の云々という基本方針に整合的になるように各部の取り組みが統一を図るとというのが一つの使命かなと考えて、これがどこの法律にも書いていないけれども、プルトニウム等の問題についても、こういう原子力基本法の精神に関するとかくあるべしというところでさまざまな決定を行い、それを皆様をお願いしてきたということでございます。

民主的運営、公開ということについても、政府は2000年の行政改革以来、ただパブコメとか、そういう制度を始めたわけで、それ以前から大臣のイニシアティブもあったわけですが、パブリックコメントとか御意見を聴く会という制度も率先して導入したこともございました。

2つ目は、原子力の研究開発利用は原子力の利用技術は当初原理の実証という段階から研究がなされてプロトタイプが行われ、実証し、かつ実用化に至るという発展段階を通るわけで、これは日本の省庁の中で例えば基礎研究は文科省、それを実用化するのを経産省、そういう役割分担をきちんとつないでいって、行政プロセスとして連携がきちんとなるようにするというのも原子力委員会の仕事かなと。調整というのが仕事かなと定義したわけです。

問題は、これは内閣府の法律、第4条第2項第47号にこれをやると書いてあるけれども、原子力委員会があるがなかろうが内閣府の仕事なのです。だけれども、原子力委員会という、あえて学識経験者の合議により、これを決定して調整をするとうたわれているところ、それが公開的になされてきたかどうか、先ほど来、皆さんのおっしゃっていることを私が翻訳すればそういう問題提起がなされている。

ですから、これを例えば調整というのは、それは事務連絡会議でいいのだよという考え方もありまじょうし、関係閣僚会議という格好で内閣府が率先して関係閣僚会議と調整するということもありまじょうし、また別のテーマごとに審議会で調整するということもありまじょうし。そういう中で5人のスタンディングコミュニティーとしての原子力委員会がそういうことを、しかも、これは前にも申し上げましたように諮問、答申という関係はないわけです。ですから、みずからこれが重要と考えて、これを内閣に対して問題提起をしようという格好で仕事をするという委員会が仕事をしたあり方が、これまでのパフォーマンスはどうだったかと。やはりそれは成立しないからやめたほうがいいというのか、あるいはもっと強化すべきかとか、そういうことを先走っているのですけれども、今後の在

り方論というのはそういう選択肢の中でこういうものが選ばれてこういうパフォーマンスになってきているということで何が問題になったかが整理されればよろしい。

この紙はそういう観点が含まれて書かれているように思うのですけれども、そういう意味の出口が法定の出口の間で齟齬があるか、プラスマイナスがあるかというところの評価をきちんとしていただくことが大事だと思っています。

一番の問題は、法律の用語は正しく使っていないかもしれませんが、こういう基本法があるのですけれども、それを作用法として平和利用と書いているのか、非常に限定的にしか書いていないわけです。実際、原子力委員会の役割はどこにも書いていないです。そこはなぜかという、それはまさしくそういうことは学識を有する者の合議によって決めてやるのがこの国にとってふさわしいという判断があったからこそ具体的に法定しないで、法定して官僚に任すところがないというアイデアがあったのかもしれませんが。

それは卓越した常識人の合議によって、この国のために基本法の精神をどうやって行政に体现するかを決めるというのがミッションだということであったところ、唯一、最大の問題は、増田先生御指摘のように、それを内閣に投げ込んでいくところが政策大綱の場合はいろんな議論をして最後に尊重していただく旨の閣議決定をさせていただいたわけですが、ほかの調整は、多くの場合は調整は済んでしまうとみんなハッピーになって裏方の功績をたたえる人などはどこにもいないわけですね。まずいくとあいつは悪いと怒られるのですけれども、そういう中でやってきたことについて、エビデンスを残して、やはり必ずうまくいった調整についても勧告を出して答えをもらっていくという格好で原子力委員会の事務をやってこなかったということは確かに反省しなければならないと思うのですけれども、私はとしては、結構な部分はそれなりの調整がなされてきたのかなと思って、これは自画自賛になって申しわけありません。

これ以上言いません。終わりです。

○森田座長 ありがとうございます。

これからこれについて次回も議論を続けていきますけれども、大臣が早く退席されるということで、一言お願いいたします。

○山本大臣 きょうも大変闊達な御議論ありがとうございます。私も大変勉強になりました。

1つ思うことは、政治のサイドから担当大臣として思っていることは、なぜ原子力委員会の見直しの議論が起きたのか。その原点は忘れてはいけないと考えています。このたたき台の流れにある形骸化したものは廃止をする。メリハリをつけてしっかりといろんな時代の変化にあわせて果たさなければいけない機能についてしっかり考えていくということは、私も大変共感を覚えています。

ただ、総合調整機能というお話が先ほどありましたけれども、これは一言でいうと並大抵のことではないだろうなど。内閣府の特命担当大臣として日夜細かいことは言いませんけれども、あらゆる分野でいろいろと努力をしている経験からいくと、総合調整機能とい

うのはなかなか実際本当にこれを考えるということになると、相当の議論と相当の体制と相当の政治的な意思が必要になのかなと思います。

私の感覚で言うと、平和利用の担保、佐藤委員からもいろいろありましたが、どこまで何をやるのかということはあると思うのですが、やはり平和利用の担保というところは機能としてあるべきなのかなという感じがしていますし、現実的にきちっと機能させるためにどこにメリハリをつけるのかということも議論していくべきなのかなと、きょうはそんなように感じましたので、一言だけ申し上げておきたいと思います。

○森田座長 ありがとうございます。

今のお話もそうですけれども、先ほど申し上げましたように、各府省のやってらっしゃる所掌事務とかなり密接に関係しておりますので、それぞれ省庁からコメント、御発言をいただきたいと思います。

本日は余り時間が残されておられませんけれども、ここで御発言いただいて、その後、今、大臣からも平和利用の担保という話がありました、幾つか原子力委員会で担うべきというような重要なファンクションについて、議論を詰めていきたいと思います。もう皆さん要らないというものについてはやらないということです。

各府省からですけれども、どちらからいきますか。

それでは、経済産業省から手が挙がりましたので、どうぞ。

○畠山原子力政策課長 それでは、一言だけ。基本的に、方向性について賛成でございます、あえて言うとしたら、一つは原子力白書のところで、これはあっても今は継続的に作成する意義はあるということですけれども、もちろんあってもいいのですけれども、それによってすごく追加的な情報ないし意義がすごく見出されているかということと必ずしもそうではない面もあるかなと思っているところでございます。

もう一点は、順番が逆になりましたけれども、人材養成のところで実施を担う省庁の調整機能として原子力委員会または後継組織がその役割を果たすべきというところがございますけれども、今、調整機能というところがどういうものを指すのかというのは、必ずしも我々のほうとして明確に認識されていないというところが若干ありまして、これはむしろ実施する我々だったり、あるいは文部科学省さんであったり、そこが本当にしっかりやらなければいけないというのはそういう仕事なのだろうなと思っているところでございます。

以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、文部科学省、次をお願いします。

○石川原子力課長補佐 文部科学省でございます。お時間もないですので、少し論点だけでございます。

資料にもございますように、放射性廃棄物でありますとかサイクルに関しては、引き続き原子力委員会の中でも必要な御意見をいただくというようなところは必要ではないかと

認識しているところでございます。

また、最後のところのその他の業務になってくるところでございます。例えば原子力機構に関してのところにつきましては、この原子力委員会なり後継の組織というものがどういう目的の組織となっていくかというところでまた御判断があるところかと思っております。

原子力損害ということで記載がございますけれども、従前から申し上げておりますように、原子力損害に関しては複数の省庁にまたがるような案件でございますので、こういった議論の在り方が適切かというところも御議論の中に入ってくるところかと思っております。

以上でございます。

○森田座長 それでは、外務省、お願いいたします。

○羽鳥不拡散科学原子力課長 外務省は、前回、外務省から第2回とか第3回の会議のときに御説明申し上げたときに、外務省から見た今後の在り方ということで幾つか挙げさせていただきましたが、その中で重要だったのは、原子力の平和的利用の担保を確保する上で委員会が不可欠な役割を担っていて、このときは私どもは平和利用の担保に係るチェック機能を果たしているということを申し上げた上で、非常に重要な柱であり、存続は不可欠であるということを示しました。

きょうは、そのほかにも佐藤委員のほうから、日本の核関連技術が軍事転用されないような管理をきちっとやっているということを管理する役割が必要ではないかということがございまして、その御指摘はまさにそのとおりでと思いますので、外国との関係を担っております私どもとしてもその辺の信頼を失わないということを国としてやっていく必要があると考えます。

きょうは国際協力、国際関係を御議論されましたので少し申し上げますが、対外的な説明というのは、私どもが以前御説明したように、在外公館というネットワークがあって、それを通じて政府として決まったことを説明していくということでございますけれども、本日のペーパーにもありますように、諸外国の政策担当者との信頼関係を築く観点から、長期的に継続して我が国の原子力政策の全体像の説明、意見交換をできる者がいることが望ましいのは、そういう意味ではもちろん今、原子力委員会、近藤委員長を初めとして果たしておられる機能だと感じております。

外務省への弾込めという近藤委員長からの御見解がございまして、まさにいろんな機会に私どもの委員長を初めとする委員の皆様と意見交換をさせていただいて、これを外交に活用していくということでございますが、これは委員会だけでなく、有識者の皆様、ほかにも大勢おられて、そういう方との意見交換、あるいは場合によっては集まさせていただいて会議をして御意見を伺うということをしておりますので、これはどちらかという委員会を構成している委員の皆様のお話にも私ども個別にお話を伺うということなので、委員会としてそういう機能が必要かどうかということはまだ別の御議論かなという感じが

しております。

以上でございます。

○森田座長 続いて規制庁、お願いいたします。

○細川企画調査官 私どもは、資料2でお示しさせていただいたとおりですので、説明は割愛させていただきたいと思います。

○森田座長 わかりました。近藤委員長の御説明で、内閣府はよろしいですか。

○板倉参事官 内閣府の事務局からの意見はございません。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、このたたき台を整理した側として増田委員から御発言をお願いします。

○増田委員 いろいろ御意見をいただきまして、また城山委員とよく相談したいと思うのですが、組織ですとか、どういうように全体として実行していくのか、まさに体制論についてはこれから議論を深めるべきところでもありますので、きょう、ちょうど御欠席ですが、小幡委員がその関係で大変お詳しいし、2～3日前に会ったら、今度、次のときはぜひしゃべると言っていましたので、そのあたりを初めに少し整理してもらって、その上で組織のほうをどう組み合わせっていくかが大事かと思っています。

きょうもいろいろ御意見いただいた中で、これはまだ業務をどういように取捨選択するか中心にやってきたわけですが、そこでバックエンドの問題ですとか深めなければいけないので、まさに今、座長のほうでお話になったように、もう廃止するものについては大体輪郭が浮かびましたので、そこについて少し議論を深めていただいて、あと組織とうまく結び付けていきたいと思っています。

○森田座長 ありがとうございます。

もう時間が大体終了時間に近づいてまいりましたけれども、何か最後に御発言はございますか。

近藤委員長、どうぞ。

○近藤委員長 合議制の仕組みを用意する趣旨は一体何かというところが一番気になっていまして、先ほど規制庁の方の答えぶりも気になるのですけれども、例えば原子力基本法は大変苦勞しまして、今回は安全のところには「国際的」という言葉を入れましたし、もう一つは「安全保障」という、これも評判が悪かったのですけれども、入れたわけです。ですから、安全の定義自体は我が国の原子力基本法は世界にユニークな格好で書きかえたわけです。では、今にどこまでそれが反映するか。それはその瞬間に決めるわけですから、その後は、行政は特に事務立法機関という性格もあるわけで、その基本法の基本精神の範囲内でもって適切なルールをみずから決めるということができるといえるのが特徴なわけです。

そういう中で規制行政をやっていただくということはとても大事で、書いてあることだけやっていたからこそ、まさに規制のとりこは逆に言えばそういうことなので、規制法の解釈によって、設計基準事項以降考えなくていいと行政解釈をしたからこそ問題が起こってしまったので、法律で決まっていることをやるという発想は間違っているということは

今回の時代の反省なわけです。規制行政においてすらそうだとすれば、この原子力行政について、そういうある種ふわっとしたもので学識経験者の合議に任せるべきテーマが本当にあるのか、それは本当にいいのかということは、私は最大のイシューなのかなと思っています。

ですから、佐藤委員がおっしゃる問題も、まさにどこにもないから日本は心配してもしようがないという方もいらっしゃるかもしれませんが、えも言われぬものがあるから安心していいという言い方も必ずしもできるわけで、これを信じろという言い方もあるわけです。その辺をどういうものを持って日本国として国際社会に出るか、立場を表明していくかというところの制度の議論をしているという問題意識はぜひ忘れないで議論していただければという感想を持ちました。

○森田座長 ありがとうございます。

本日、前半ですけれども、それぞれどういうミッションがあるか、機能を果たしているかということについて御議論いただきました。その中の整理は少しできてきたと思います。今度は、その機能がある程度必要だと考えたときに、どういう形で担うべきなのかということで、原子力委員会あるいはその後継組織が置かれた場合に、そこがどれくらいの実質的な力と権限を持って、また大臣もおっしゃいましたけれども、組織上の位置をどうように考えるかというのも論点だと思いますし、その場合に、ほかの省庁との仕事で調整だけではなくて、事務そのものの分担の話も含めてもう少し議論する必要があるのかなという気がします。

いずれにしても、本日は時間がもうなくなりましたので、次回以降、組織については小幡先生から御発言があるということですのでございますけれども、そうした専門家の意見も踏まえて議論を進めていきたいと思えます。

それでは、これくらいにさせていただきますけれども、さらに追加の御意見等ございましたら、事務局宛てに御提出いただきたいと思います。また、資料の提出につきましても同じように事務局に提出をお願いいたします。会議の場でできるだけそうした意見を反映して議論をさせていただきたいと思っております。

それでは、最後になりますけれども、日程につきまして、事務局から連絡をお願いします。

○石井参事官 それでは、次回以降の日程でございます。

第7回が10月24日、木曜日、10～12時でございます。

その後は、第8回、10月31日、木曜日、15～17時を予定しております。

以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、本日、ほぼ時間どおりでございますけれども、会議を終了させていただきます。ありがとうございます。